

被害地元の大分県民が声を上げる意味は大きい

7月21日に記者会見の場で話された内容-2-

河合弘之弁護士

私は日本の脱原発裁判にとりくむ弁護士の連合体である脱原発弁護団全国連絡会の共同代表（2人いる）のひとりでございます。私どもとしては今日、申立人の方々の勇気ある決断によって、この仮処分申立ができたのは非常に幸せだと思っています。原発がいかに危険であるか、特に、伊方原発が危険であって止めなければいけないということは、皆さんよくご理解いただいていると思うのです。

大分裁判の仮処分申立の意義というものについて簡単に触れておきたいと思います。私どもの長い闘いのなかで、原発の立地地元の裁判所で仮処分なり本裁判で勝つということは大変困難なことであることを実感しました。その理由というのは、原発立地地元というのは多かれ少なかれ原発による利益を受けているのです。そこに働いている人もいるし、大衆食堂を営んでいる人、民宿を営んでいる人、原発のおかげで直接間接に利益を受けている地元の経済界というのがあります。それから立地地元には大変なお金が、財政上の援助がばら撒かれますから、それを欲しがると雰囲気もしくは、それがなくなると大変なことになるという雰囲気が立地地元には横溢しています。そしてそういう方向でのテレビ、新聞の報道が毎日のようにされています。それを毎日のように地元の裁判官は見ています。

裁判官は独立だ、とはいってもその市民であることに変わりはないわけですから、そういうものに日常的に触れていますと、そういう裁判官がその当該原発を止める決断をするというのは大変むづかしい、枠組み的にそもそもむづかしいというふうはこの闘いのなかで感じました。

そこで最新のニュースとしては今年3月9日に大津地裁で福井の高浜原発3、4号機の仮処分が出たわけですが、これはまさに隣の県で立地のまさに隣、しかも距離が近いという。ここはそういう地元経済的な利益、財政上の利権は全くありません。というか、ほとんどと言っていいほどありません。そういうところは地元の新聞、テレビも「被害ばかりあって危険だ、何の利益もないのになんで俺たちはこんな危ない思いをしなければいけないんだ」と、そのような報道をします。そういうものを見ている裁判官にとっては心理的な抵抗は少ないはずだ、と私たちは思っています。

もちろん勇気ある裁判官、独立不羈の裁判官のおかげではあるわけですが、そういう社会的な枠組みというのは非常に事実上の影響が大きいだろうとい

うことを考えています。

そういう中で伊方原発について言うと、今僕が申し上げたような考えから広島でまず仮処分が起きた。広島市民による、広島地裁に仮処分を申し立てた。それを見て今まで松山で、「仮処分はむりだよな」

と思っていた人たちも、「やっぱり広島で起きたんなら松山でも本訴だけじゃなくて仮処分やらなきゃだめだな」ということになった。それで、少し遅れて大分が、「大分こそ被害ばかりあって何の利益もないのに、一番危ない伊方原発が近くにあって、だまっていいのか」という意見が澎湃として起きて、そして私たちに依頼があったということです。

いうまでもなく大分というのは全く一銭の利益も伊方原発から得ていないし、伊方原発の電気は大分には全く来ていない、大分にとって地域的に何の意味もない原発で、だけど事故が起きたら風向きによっては松山以上にひどい被害を受ける。そして大分というのは温泉と農業や漁業という重要な資源があるわけですが、それがそんな事故が起きるものなら完璧に100%失われる。そういう状況にあるので、みなさんが立ち上がったというのは大変意味があるということです。

今日は竹内裁判長以下右陪席と左陪席の3人で行われて、法律的に言うと今日は第1回の審尋期日です。進行協議期日ではありません。審尋期日というのはこういう原発裁判のときは双方審尋といって両方立会の、いわば原告席・被告席に両方が座って裁判長が真ん中に座るという、そういう形でされることが多いのですが、今回は被告電力側は今日の期日は不都合だということで「ノー」と言ったのです。普通はどちらかが「ノー」というと、じゃあいつがいいんですか、じゃあこの日にしましょう、両方が都合が良い日にしましょうという調整をするのが普通なんです、それをやると当然のことながら日にちが延びます。私たちはとにかく早くやってもらいたいので、裁判所から7月21日はどうですかと言われた時は、私たちはそれぞれ都合があったのですが「わかりました、とにかく行きます」と言って他を飛ばしてでもこの期日をいれてもらったので



す。

ところが四電は引き延ばしに入った。こんなのは本当に死ぬ気でやれば受けられないはずないんですから、他の法廷を飛ばせばいいんですから。他の貸金請求の事件と原発の事件と、どちらが大事なんだ。ぼくらは他の事件で飛ばしているんですよ。だけどあつちは飛ばさないで、その日がああでこうでというか、そういう時にここが大事なとこなんです。大分の裁判所は「わかった、じゃあ申立人だけでもとにかく初めに聞いて、始めましょう。とにかくスタートしなきゃしょうがないじゃないですか」ということなんです。だから四電側の引き延ばしに裁判所はその手に乗らなかったという、ここが重要なところ。そこに裁判所の意気込みがうかがえるというふうに思います。なるべくゆっくりやって、なるべく自分が任にある間に決定を出さないで済むほうがいいなと思えばですね「ああそうですか、不都合ですか、しょうがありませんね、いつがいいですか、9月10日、ああそうですか」。今度はこっちがダメと言うと「じゃあ10月はじめにしましょうか」みたいな話になって全然不思議じゃないんです。実際そういうことをやる裁判所はいくちもあります。けどこの裁判所は違う。とにかくやると言っ、都合が悪いのならいつがいいんだとあつちに聞いて、8月10日なら、というのでじゃあその日もやりましょう、ということになって次回が8月10日でこの日は双方審尋になります。

竹内裁判長は開口一番、僕らにあまりいい顔しないで「何かいっぱい出しているけど、いっぱい論点を出してきて、書証もいっぱい出してきて、これどうということなんですか」と。「こんなにいっぱいあって、テロも何もかもみんな出してきて、こんなこと困るね」までは言わなかったけど、「仮処分ですからね、全部調べてくれといわれてもね」みたいなことを初めからドーンと言ってきたんですね。裁判長の関心は何かというふうに聞いていると、やっぱり伊方原発というのは地震でしょうと。それから津波の問題でしょう。それから土砂災害（地滑りのこと）。ここじゃないですかね、ということをお初めから言った。「何もかも調べる」なんていうのは、「仮処分なんですからね」と言ったんです。そこで僕らはさらに「地震の問題でいうと基準地震動の問題がありますね」というようなことを言って、裁判官たちの関心のあり場所を言ってくれば、これは大変ありがたいことです。何も言わないでバサッと、全然僕らがあまり重要な争点じゃないと思っているところで勝ったり負けたりすることがあるわけですが、それは裁判全体にとって良くないことなんです。裁判官がここが重点だよ、ここをちゃんと審理する側の咬合を尽くしなさいという指示をしてくれるの

が、正しい裁判をする、いわば基礎になるわけです。裁判長は「地震、津波、土砂災害だね。特に地震・津波について言うと基準地震動が問題になるね」と。その決め方、それから実際の結論がいいかどうかの問題になる。

それでは僕らは今までどういうことをやってきたか、この裁判でどうやってきたか、というともうすべての論点を取りあえずだしてしまおう、というので、小出しにするのはやめよう、ということで約13にわたる論点で訴状を書き、それから証拠も裁判所とにかく早く読んでもらおうということで、350くらい書証を出したんです。そしたらいっぱいありすぎて、これじゃ一杯ありすぎて、いくらなんでも全部読み切れない、まず整理してくれというふうに裁判所は言いました。

どういうふうに整理しろと言ったかということ、1)伊方原発関係(伊方独自関係) 2)福島原発事故と被害 3)その他 という3つに分けてください。裁判所としてはあくまで伊方原発を止めるか、止めないかを判断するんですからね、と。だから伊方原発についての書証、証拠を重点的に見ますからそれを特定してくださいね、ということをおかれて、僕たちはそれこそ積むとこれほどになるような書類を出したんですけど、それについて伊方関係、福一関係、その他というしるしをつけてください、という極めて分かりやすい具体的な指示をもらいました。そんなところで裁判所はいわば何でもかんでも調べるようなことはしないよ、裁判所としてはこの3つに関心があるんだから、これを重点でいくからねというサインをはっきりと出してくれたので、そういう方向でこれからの裁判は進んでいくと思います。

今日は私たちと裁判所のやりとりだけで、まだ答弁書は四電から出てきていませんが、たぶん8月10日までには出してくると思います。私たちは8月10日までに書証の整理と、こちらが重点的に主張したい事柄の準備書面を出すと。裁判官ははっきりと「いやあ、この作業は何か、とにかく何でも論じてあるけど、それぞれが薄いよね」とはっきり言ったんです。確かにそうなんです。地震とか津波とか土砂災害とか。重要なんですけど、僕らはとにかくスピードを出すことが大事だということでサーッと全部を論じたものですから、裁判官からすると、「なんだ、地震・津波・土砂災害について言うことはこれだけなの」という感じだったんです。もちろんそれだけじゃないんです。これからちゃんと充実した準備書面を出しますよ、というふうに言って僕たちはそういう書面を8月10日までに用意するつもりです。以上が今日の進行でございました。